



美里町 事業系ごみ処理の案内



事業活動に伴って発生した廃棄物について

事業活動に伴って発生したごみは、事業系ごみです。

事業系ごみは「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分けられます。適正な処理を行うほか、次ページからの手順を参考に**ごみ量を減らし、資源物のリサイクルにご協力をお願いします。**

※事業系ごみは、地域の収集所に原則出してはいけません。

事業者の責務（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条）

- ①事業活動に伴って生じた**廃棄物を自らの責任において適正に処理**しなければならない。
- ②事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない。
- ③廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び**地方公共団体の施策に協力**しなければならない。



事業者は、以下の2点を守ってください



廃棄物を減量化する

3R(リデュース・リユース・リサイクル)
+Renewable に取り組む

多くの方が環境やごみ問題に関心を持っています。ごみ減量やリサイクルを推進するなど、環境に配慮した事業活動を行ってください

廃棄物の野外投棄をしない

野外に投棄する不法投棄は、犯罪です
(法第25条及び第32条)

- ・5年以下の懲役
- ・1,000万円以下の罰金
(法人は3億円以下の罰金)



リニューアブル (Renewable)

資源としよう

3 R + 「Renewable」

リデュース (Reduce)

減らそう

リサイクル (Recycle)

再資源化しよう



リユース (Reuse)

繰り返し使おう

3R+Renewable を進めるポイント

- ①リサイクル搬出する専用保管場所を設置する
- ②保管場所は品目別に大きな文字で掲示をする
- ③収集する事業者に、間違った収集をさせない



※環境省 HP で、ごみを減らす食品トレイなし販売、ペットボトルのリサイクルなど25種類の3R行動によるごみ削減効果を簡易計算するツールを公開中です。
(環境省 HP <https://www.env.go.jp/press/15123.html>)

限りある資源を有効活用するため、 ごみ減量・分別・リサイクルを推進しましょう

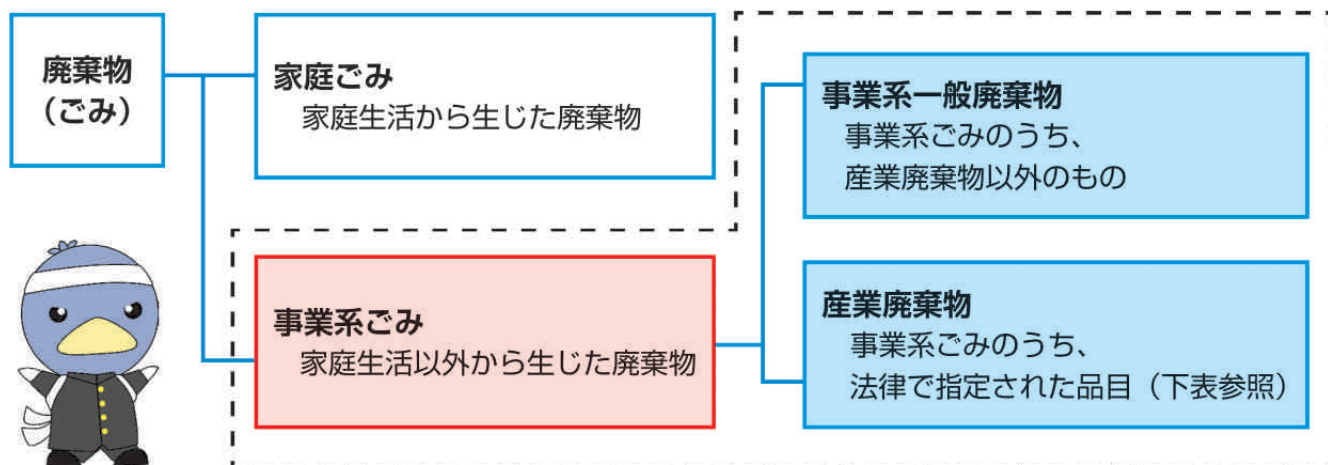


以下のステップ1～7を確認し、ごみ減量とリサイクルの適正な処理をしてください。

小山川クリーンセンターでは、ごみ搬入検査を定期的に行っています。
事業系ごみ混入を確認した場合は、事業所へ立入検査にご協力をお願いします。

ステップ1 発生するごみの種類を理解し、量を把握する

事業者の排出する廃棄物は、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分けられます。
事務所、作業所、休憩室などで発生するごみがどちらに該当するか理解してごみの減量化と分別を行ってください。また、資源物はリサイクルしてください。



【産業廃棄物となるもの】（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条）

① 燃え殻	電気事業等から発生する石炭がら、灰かす	⑪ 動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場において家畜の解体等による特定部位等の残さ
② 汚泥	工業排水等の処理や各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもの	⑫ ゴムくず	天然ゴムくず
③ 廃油	鉱物性油、動植物性油脂、エンジンオイル、潤滑油、絶縁油など	⑬ 金属くず	鉄工または非鉄金属の研磨くず及び切削くず、一斗缶、スプレー缶
④ 廃酸	廃硫酸、廃塩酸などの酸性の廃液	⑭ ガラスくず	ガラスくず、コンクリートくず、耐火れんがくず、陶磁器くず
⑤ 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液などのアルカリ性の廃液	⑮ 鉱さい	高炉、平炉、転炉等の残さいなど
⑥ 廃プラスチック類	発泡スチロール、プラスチック製品、ポリ袋、容器包装材、タイヤなど	⑯ がれき類	工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリート破片
⑦ 紙くず	紙製造業、製本業、建築業などの特定の業種から排出されたもの	⑰ 家畜ふん尿	畜産農業から出される牛・豚などの家畜ふん尿
⑧ 木くず	木材製造業、建築業などの特定の業種から排出されたもの	⑱ 家畜の死体	畜産農業から出される牛・豚などの家畜死体
⑨ 繊維くず	繊維工場、建築業などの特定の業種から排出されたもの	⑲ ばいじん	工場の排ガスを処理して集じん機に集められたもの
⑩ 動植物性残さ	食品製造業などで原料として使用していた動植物に係る不要物	⑳ 上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの	

ステップ2 作業所毎に量を把握し、ごみ減量とリサイクルを考える

作業所毎に発生するごみを記録して、使用量を減らせるものがないか考えましょう。
使用量が減れば、発生するごみが減り、結果としてごみ処理費用が減ります。

(記載例)

場所	発生ごみ	種類	用途	量 (kg)	頻度
プラスチック加工場	プラスチック	産業廃棄物	製品破損	20	1回 / 日

ステップ3 リサイクルできるものを理解し、分別する

リサイクルできる主な品目は、4～6ページを確認ください

生ごみ（食品廃棄物）のリサイクル

食品関連事業者（①食品製造・加工業者②食品卸売・小売業者③飲食店及び食事提供を伴う事業者）は、売れ残りや食べ残しなどの食品ロス（廃棄物）の発生抑制や再生利用等に取り組むことが、食品リサイクル法により求められています。詳しくは農林水産省ホームページをご覧ください。

リデュース

- ・年齢層に応じたメニューを用意するなど、食べ残しを減らす工夫をする。
- ・ばら売りや値引き販売等により、売れ残りを減らす。
- ・排出前の水切りを徹底する。



リユース リサイクル

- ・登録再生利用事業者に依頼し、リサイクルする。
- ・リサイクルによりできた堆肥・飼料を使用して育てられた食材を販売、使用する。

プラスチックごみのリサイクル（3Rと「Renewable」）

令和4年4月からプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、3R（リデュース・リユース・リサイクル）に「Renewable（リニューアブル）」が追加されました。

プラスチック製容器包装・製品の原料を、再生木材や再生可能資源（紙やバイオマスプラスチック等）に切り替えましょう。

紙ごみのリサイクル

店舗や事務所では、OA紙やパンフレット、段ボールなどの紙類を多く使用し、廃棄されています。紙類はリサイクルルートが整備されており、減量効果も高いことから、取り組みやすい品目です。
持込できる店舗については、6ページを確認ください

リサイクルできないもの

- カーボン紙・・・伝票類、複写用紙など
- 感熱紙・・・レシート、ロール状のFAX用紙など
- 写真・・・写真、アルバム、写真用紙など
- 圧着はがき・・・ダイレクトメール、公共料金の請求書など
- 臭いのついた紙・・・洗剤や香料の箱、石けん包装紙など
- 汚れた紙・・・使用済みのティッシュペーパー、油のついた紙など
- 防水加工された紙・・・紙コップ、紙皿、カップ麺やヨーグルトの容器など
- ワックス付段ボール・・・輸入青果物や水産加工品を入れる、ろうやワックスが塗られた段ボール

ステップ4 ごみ排出直前まで、専用保管場所でごみを混入させない

発生するごみの品目と量に合わせて、専用保管場所を設置し、表示板等で掲示を行ってください。（ごみ発生時から、間違った分別やごみの混入を防止するための工夫をしてください）

ごみ排出する準備のため移動させた場合も、分別した品目ごとに保管してください。（収集業者による収集間違いを無くす工夫をしてください）

ステップ5 リサイクル業者に依頼する



契約したリサイクル業者に引き渡し、限りある資源を有効活用しましょう。
廃棄されるごみを減らすため、ご協力をお願いします。

リサイクルする事業系一般廃棄物収集運搬は、美里町一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼してください。

ホームページ <https://www.town.saitama-misato.lg.jp/0000000064.html>

リンク先 ホーム > くらし・手続き > 環境・ペット・ごみ
> ごみ > 美里町一般廃棄物収集運搬業許可業者



事業系一般廃棄物の例

品目	具体例	備考
紙ごみ 	新聞紙 雑誌 段ボール OA紙（コピー用紙）シュレッダー紙 紙パック 雑がみ（包装紙、紙袋、紙箱） 建設工事等に係る紙くずや製紙、出版、印刷物加工業等から生じた紙くずは、産業廃棄物です	・6ページ「紙ごみのリサイクル」業者へ持ち込んでリサイクルしてください。 ・資源物としての処理を検討してください。
生ごみ 	食品の食べ残し 売れ残り 調理残渣等 （脱水をして、ごみの減量を行ってください） 食料品製造業、医薬品、香料製造業等から生じた原料や原料かす、動植物性残さは、産業廃棄物です	・食品関連事業者は、食品リサイクル法で減量・リサイクルが義務付けられています。 ・資源物としての処理を検討してください。
古布 	作業服 制服 布きれ等 建設工事等に係る繊維くずや繊維工業等から生じた繊維くずは、産業廃棄物です	・リサイクルできる古布は、資源回収業者に処理を依頼してください。 ・資源物としての処理を検討してください。
缶びん ペットボトル 	従業員が持ち込んで消費した 飲食用の缶類・びん類・ペットボトル 従業員が持ち込み、消費したものに限りです	・リサイクルできる資源は、資源回収業者に処理を依頼してください。 ・資源物としての処理を検討してください。
プラスチック類 	従業員が持ち込んで消費した 市販の弁当容器、カップ麺容器、菓子袋、レジ袋等 従業員が持ち込み、消費したものに限りです	・リサイクルできる資源は、資源回収業者に処理を依頼してください。 ・資源物としての処理を検討してください。
草木類 木くず 	剪定枝、刈草、落ち葉、木製家具等 建設工事等に係る木くず、木材又は木製品製造業、物品賃貸業等から生じた木くず、木製パレットは、産業廃棄物です	・リサイクルできる資源は、資源回収業者に処理を依頼してください。 ・資源物としての処理を検討してください。 ・枝木類を小山川クリーンセンターで処理する際は、長さ1m以下、太さ25cm以下にすること。

無許可の不用品回収業者は、

廃棄物処理法上の許可を受けずに不用品回収する違法な業者に依頼
無許可業者に処理を依頼した場合、排出事業者への罰則があるほか、

リサイクルする産業廃棄物収集運搬は、産業廃棄物取扱いの許可を受けた業者に依頼してください。

【産業廃棄物の取扱いについて】 埼玉県環境部産業廃棄物指導課









☎048-830-3135 <https://www.pref.saitama.lg.jp>

リンク先 トップページ > くらし・環境 > ごみ・リサイクル > 産業廃棄物

【産業廃棄物処理業許可業者について】 一般社団法人 埼玉県環境産業振興協会

☎048-711-1014 <https://saitama-sanpai.or.jp>

産業廃棄物の例

品目	具体例	備考
廃油 	食用油 エンジンオイル等	<ul style="list-style-type: none"> ・資源回収業者に処理を依頼してください。 ・資源物としての処理を検討してください。
廃プラスチック類 	発泡スチロール PPバンド ラップ類 トレー ビニール袋 フィルム類 緩衝材類等	<p>一般廃棄物への混入が一番多い品目です。事業活動に伴って発生するプラスチックごみは、産業廃棄物です。分別と適正な処理を徹底してください。</p>
金属くず 	一斗缶 スプレー缶 刃物類 その他金属製品（事務机、ロッカー等）	<ul style="list-style-type: none"> ・（一社）日本鉄リサイクル工業会のホームページをご覧ください。リサイクルできます。 ・資源物としての処理を検討してください。
ガラスくず 陶磁器くず 	コップなどのガラス類 蛍光灯 電球 茶碗 植木鉢等	<ul style="list-style-type: none"> ・再生路盤材や再生砂に使用できます。 ・資源物としての処理を検討してください。
動植物性残さ 	動物や魚の肉・骨など、野菜くず 大豆かす、油かす	<ul style="list-style-type: none"> ・食品リサイクル法により、発生抑制や再生利用等に取り組むことが求められています。 ・資源物としての処理を検討してください。
家電4品目 	テレビ エアコン 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機・衣類乾燥機 家庭用で販売されているものは、家電リサイクル法によりリサイクルが義務付けられています	<ul style="list-style-type: none"> ・販売店に引き取りを依頼するか、指定引取場所へ自己搬入して処理してください。詳細は（一社）家電製品協会のホームページ内にある家電リサイクル券センターをご覧ください。
パソコン 	デスクトップパソコン本体 CRTディスプレイ ノートブックパソコン 液晶ディスプレイ等 資源有効利用促進法に基づき、メーカーがリサイクルを行います	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカー受付窓口へお問い合わせください。詳細は（一社）パソコン3R推進協会のホームページをご覧ください。
小型家電 	カメラ 電話機 DVDプレイヤー 電卓 時計等の小型電子機器 小型家電リサイクル法により、認定事業者等に依頼してリサイクルをしてください	<ul style="list-style-type: none"> ・認定事業者または同等の資源化処理技術を持つ事業者に依頼して処理してください。詳細は環境省のホームページをご覧ください。
小型二次電池 	ニカド電池 ニッケル水素電池 リチウムイオン電池等 資源有効利用促進法に基づき、メーカーがリサイクルを行います	<ul style="list-style-type: none"> ・JBRCの回収拠点を利用してください。詳細は（一社）JBRCのホームページをご覧ください。

絶対に利用しないでください！

した場合、リサイクルされずに不法投棄される可能性があります。
不法投棄等により深刻な環境汚染につながります。



紙ごみのリサイクル

事業所で不要になった紙ごみは、下記の業者でリサイクルできます。専用保管場所を設け、ごみの減量化とリサイクルを推進してください。（搬入の際は、事前に業者へご連絡ください。）

事業所名	所在地	電話番号	営業時間	持込可能なもの							収集	機密文書処理
			休業日	新聞紙	雑誌	段ボール	OA紙	ダラー紙	シュレック	紙バック		
(株)前原紙業 美里営業所	美里町 甘粕 847	0495-76-4401	8:00 ~ 17:00	○	○	○	○	×	○	○	×	○
			年末年始									
(株)輝本商会	美里町 甘粕 580-1	0495-76-1981	8:00 ~ 17:00	○	○	○	○	×	×	×	○	○
			土日、祝祭日、 盆休、年末年始、GW									
(有)山崎商店	本庄市 前原 1-10-30	0495-22-5346	8:00 ~ 17:00	○	○	○	○	○	○	○	○	×
(株)サニタリーセンター 新井工場	本庄市 新井 800	0495-24-8281	9:00 ~ 16:30	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			日曜、年末年始									
(株)サニタリーセンター のぞみ館	本庄市 照若町 208-1	0495-24-8281	9:00 ~ 16:30	○	○	○	○	○	○	○	×	×
			年末年始									
永田紙業(株) 本庄事業所	本庄市 児玉町共栄 300-4	0495-73-1020	8:00 ~ 17:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			年末年始									

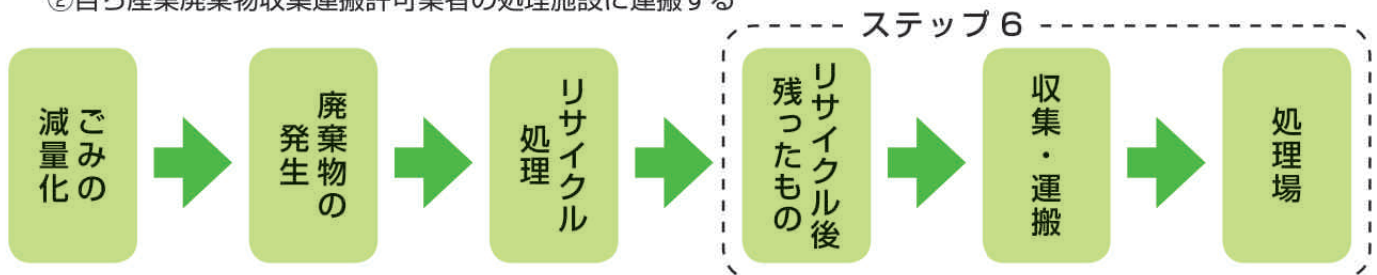
【注1】 収集及び機密文書の処理については、排出量や排出場所等の条件により料金が異なりますのでご注意ください。

【注2】 この内容は、令和5年3月現在のものです。

ステップ6 リサイクルできなかった産業廃棄物を処理する

リサイクルできなかった産業廃棄物は、以下のいずれかの方法で処理してください。

- ① 産業廃棄物収集運搬許可業者へ収集依頼する
- ② 自ら産業廃棄物収集運搬許可業者の処理施設に運搬する



産業廃棄物の保管基準、収集運搬と処分に係る産業廃棄物管理票を確認する

- ① 産業廃棄物の保管場所に以下の基準がありますので、適切に保管してください。
 - ・ 産業廃棄物の保管場所に、種類や数量等を記載した掲示板を見やすい位置に設置（縦と横が、60 cm以上）
 - ・ 産業廃棄物が飛散、流出、悪臭が発散しないように措置（蓋つき容器による保管等）
- ② 処理を依頼する場合、収集運搬と処分について、それぞれ書面で契約する必要があります。排出事業者はマニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付が義務付けられています。リサイクルできなかった産業廃棄物の処理方法は、各事業者を確認してください。



適切な廃棄物処理業者の選定ポイント

- ①委託先は、委託する廃棄物（産業廃棄物の場合は、品目別）の許可等を有しているか
- ②許可は、現在も有効か
- ③委託する廃棄物は、適切な方法で処理できるか（塩分、水分等の状況によっては処理できない場合があるので、事前に処理業者に確認する）
- ④中間処理の委託の場合は、中間処理後の産業廃棄物の最終処分の場所や方法は適正か
- ⑤適正な金額であるか（複数業者からの見積徴取や同業者からの情報等を活用する）
- ⑥処理業者を選定する際は、実地確認をして実際に処理が可能と確認をしたか
※処理工程や受入量等をインターネットで公開している処理業者もあります。
業者選定の判断材料の一つとしてください。



ステップ7 リサイクルできなかった事業系一般廃棄物を処理する

小山川クリーンセンターでは、ごみ搬入検査を定期的に行っています。
事業系ごみ混入が確認された事業所は、立入検査にご協力をお願いします。

リサイクルできなかった事業系一般廃棄物は、以下のいずれかの方法で処理してください。

①美里町一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を依頼する

美里町の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に依頼してください。収集日や排出方法、料金などについては、各許可業者へご相談ください。

なお、許可業者は、町ホームページで確認できます。

美里町一般廃棄物収集運搬業許可業者

<https://www.town.saitama-misato.lg.jp/0000000064.html>

ホーム > くらし・手続き > 環境・ペット・ごみ
> ごみ > 美里町一般廃棄物収集運搬業許可業者

②小山川クリーンセンターへ直接搬入する

【所在地】本庄市東五十子151-1

【電話番号】0495-22-8200

【搬入日】月～金曜日
(祝日を含む。年末年始を除く。)

【搬入時間】8:40～12:00、13:00～16:30

【処理料金】200円/10kg

【注意事項】枝木類は長さ1m以下、太さ25cm以下にする。
荷台をシートで覆い、ごみを落下や飛散させない。



廃棄物処理法の広域認定制度等によるリサイクル

家電リサイクル法に指定されている品目や、廃棄物処理法上の広域認定制度によってリサイクルできるものがあります。処理方法をよく確認の上、適切な場所へ自己搬入するか、産業廃棄物収集運搬業許可業者等に運搬を依頼し、適正に処理してください。

テレビ・エアコン・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機

家電リサイクル法に基づきメーカーがリサイクルを行っています。メーカーや販売店に処理方法をご相談ください。または、『(一社)家電製品協会家電リサイクル券センター』ホームページをご覧ください。

<https://www.rkc.aeha.or.jp/> 電話:0120-319-640 または 03-5249-3455

※ディスプレイモニターや業務用冷蔵庫、エアコンは対象となりません。産業廃棄物として処理してください。



パソコン

資源有効利用促進法に基づきメーカーがリサイクルを行っています。メーカーや販売店に処理方法をご相談ください。または、『(一社)パソコン3R推進協会』ホームページをご覧ください。

<https://www.pc3r.jp/>



二輪車 (バイク)

廃棄物処理法の広域認定制度により、メーカーがリサイクルを行っています。メーカーや販売店に処理方法をご相談ください。または、『(公財)自動車リサイクル推進センター』ホームページをご覧ください。

<https://www.jarc.or.jp/motorcycle/> 電話:050-3000-0727



消火器

廃棄物処理法の広域認定制度により、メーカーがリサイクルを行っています。メーカーや販売店に処理方法をご相談ください。または、『消火器リサイクル推進センター』ホームページをご覧ください。

<https://www.ferpc.jp/> 電話:03-5829-6773



事業系ごみQ&A

Q1 事業系ごみは少量しか出ず、種類も一般家庭から出るごみと変わらないのですが？

A1 量や内容に関わらず、事業活動に伴って排出されたごみは事業系ごみです。少量であっても適正に処理をしてください。

Q2 住居と店舗・事務所等が同じ建物の場合、ごみはどのように出したらよいですか？

A2 日常生活から発生したものは家庭ごみとして、事業活動で発生したものは事業系ごみとして分け、それぞれ適正に処理をしてください。

Q3 許可業者に委託する場合の料金は決まっているのですか？

A3 許可業者ごとに、廃棄物の種類、収集量、収集の頻度などによって料金は変わってきます。詳しくは許可業者にご相談ください。

【発行】 美里町総務課
令和5年3月

【電話】 0495-76-1115
【FAX】 0495-76-0909

【所在地】 美里町大字木部323番地1